

令和6年度 藤井寺市定期予防接種実施医療機関一覧

令和6年度4月版

医療機関名	住所	電話番号	B C G	小児用肺炎球菌・ロタ B型肝炎・ヒブ・4種混合 不活化ポリオ・DPT	D T 2 期 ・ 水 痘 麻しん風しん・日本脳炎
青山こどもクリニック	野中 4-16-32	937-0100	○	○	○
鳥居医院	藤ヶ丘 1-12-16	955-0268	○	○	○
可児医院	藤ヶ丘 2-10-2	955-1847	○	○	○
やまどり医院	西古室 1-21-25	954-8168	○	○	○
船内クリニック	藤井寺 1-9-8	955-0678	○	○	○
池田医院	藤井寺 2-5-20	955-0720			○
きしだ内科	陵南町 5-26	955-8220			○
元村医院	春日丘 1-3-16	955-0240		○	○
白川医院	恵美坂 1-12-14	955-0703		○	○
しかたクリニック	岡 1-15-29	937-2759	○	○	○
北村外科内科クリニック	小山藤の里町 14-37	938-1700			○
久保医院	沢田 4-5-12	955-1220		○	○
ふじまる小児科医院	林 5-7-29	953-6222	○	○	○
みつおか医院	道明寺 2-5-29	955-1206			○
永井医院	大井 4-16-17	955-4993		○	○
白江医院	大井 5-6-34	955-0545	○	○	○

【注意事項】

- 当日の体調等の理由により、
接種が行えないことがあります。
裏面をよくお読みください。
- 事前に医療機関に予約してください。
- 必ず保護者の同伴が必要です。

【接種時に必要なもの】

- **接種するワクチンの予約票**
- **母子健康手帳**（もしくは予防接種済証）
- 健康保険証

【予防接種に関するお問い合わせ先】

藤井寺市健康・医療連携課

電話 939-1112

予防接種を受けることができない方

以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- 明らかに発熱（通常37.5℃以上）がある場合
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- 接種しようとする予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- 他の予防接種を受けた後、定められた期間を経過していない場合

※新型コロナワクチンを接種する場合は、前後13日以上の間隔をあけてください。（2週間後の同じ曜日以降、接種可能です。）

- 病気などから期間があいていない場合

病気など（状態）	接種できない期間
麻疹、風疹、おたふくかぜ、水ぼうそう、肺炎など	かかってから4週間以内
兄弟などが上記の病気にかかり、うつる可能性のある方	かかってから2～3週間以内 （おたふくかぜは4週間以内）
手足口病、ヘルパンギーナ、突発性発疹、腸管系ウイルス性疾患、インフルエンザ など	かかってから3週間以内
兄弟などが上記の病気（突発性発疹は除く）にかかり、うつる可能性のある方	かかってから2週間以内

- その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償（程度等に応じて法律で定められた金額の支給）を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、健康課へご相談ください。